

横浜市多機能型拠点整備費補助要綱

制 定 平成24年3月29日 健障支第4191号（副市長決裁）

最近改正 令和7年7月17日 健障サ第1568号（局長決裁）

（趣旨）

第1条 この要綱は、社会福祉法人等が行う横浜市多機能型拠点（以下「多機能型拠点」という。）の施設整備及び設備整備に要する経費（以下「整備費」という。）に対して、予算の範囲内において、補助金を交付することを目的とする。

2 社会福祉法人等に対する補助金の交付については、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第58条及び社会福祉法人の助成に関する条例（昭和35年7月横浜市条例第15号。以下「条例」という。）及び横浜市補助金等の交付に関する規則（平成17年11月横浜市規則第139号。以下「補助金規則」という。）の定めによるもののほか、この要綱の定めによるものとする。

（用語の定義）

第2条 この要綱における用語の意義は、補助金規則の例による。

2 この要綱において「社会福祉法人等」とは、社会福祉施設等施設整備費国庫補助金交付要綱（平成17年10月5日厚生労働省発社援第1005003号厚生労働事務次官通知。以下「施設整備費国庫補助要綱」という。）又は社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金交付要綱（平成22年3月15日厚生労働省発社援0315第9号厚生労働事務次官通知。以下「災害復旧費国庫補助要綱」という。）で規定した法人をいう。（新設法人については、法人設立が確実に見込まれるものを含む。）

3 この要綱において「多機能型拠点」とは、医療的ケアを必要とする重症心身障害児・者等やその家族の地域での生活を支援するために、必要なサービスを一体的に提供する機能を持つ拠点として設置する施設のことをいう。

4 この要綱において「施設整備」とは、次の整備内容をいう。

- (1) 創 設 新たに多機能型拠点を整備すること。
- (2) 改 築 既存施設の改築整備（一部改築を含む）をすること。
- (3) 大規模修繕 既存施設の老朽化した建物等の大規模な修繕を行うこと。

5 この要綱において「設備整備」とは、施設の創設、改築に伴って必要となる初度設備及び医療設備を整備することをいう。

（交付の対象）

第3条 この補助金の交付対象となる施設は、公募（障害福祉施設整備に係る設置運営法人等の選定のための公開公募実施要綱）により市長が認めた社会福祉法人等が設置する多機能型拠点とする。

（対象経費）

第4条 この要綱において補助の対象となる経費及び補助額は、別表1に定める。

2 補助金の交付額は、別表1の区分ごとに算出し、千円未満の端数を生じたときは、その端数を切り捨てる。

（交付申請）

第5条 補助金規則第5条第1項の規定により、補助金交付申請書の提出期日は、各年度の補助事業等の内容を考慮し、市長がその都度指定した期日までとし、補助金の交付を受けようとする事業者が提出する書類は、

横浜市多機能型拠点整備費補助金交付申請書（第1号様式）を用いて必要な書類を添えて市長に提出しなければならない。

- 2 補助金の交付を受けようとする事業者が、提出した交付申請書の内容を変更する場合は、横浜市多機能型拠点整備費補助金変更交付申請書（第2号様式）を用いなければならない。
- 3 補助金規則第5条第2項第2号及び第5号に規定する市長が必要と認める補助金交付申請書への添付書類のうち、社会福祉法人等が補助金交付申請書に添付する書類は、次の各号に掲げる書類とする。
 - (1) 申請額算出内訳書
 - (2) 工事請負業者（又は設計委託業者等）入札結果一覧表（又は見積書の写し）
※次年度等の申請の場合は、工事請負（又は設計委託等）契約書の写し
 - (3) 工事内訳書・仕様書・配置図・平面図・立面図・各室面積表・工程表
 - (4) 初度設備等購入計画書（又は見積書の写し）
 - (5) 事務費使用計画書（又は見積書の写し）
 - (6) 当該工事（又は設計委託等）に係る収支予算書
 - (7) 社会福祉法人等の運営状況等を説明する資料（定款・法人役員名簿）、資産及び負債に関する事項を記載した書類（財産目録・賃借対照表等）
 - (8) 入札参加者又は見積書の徴収業者が市内事業者であることを証する書類又はその写し（消費税及び地方消費税相当額を含む予定価格が100万円以上の場合）
- 4 補助金規則第5条第3項の規定により市長が補助金交付申請書への記載又は添付を省略させることができる事項及び書類は、補助金等によって賄われる部分以外の部分の負担者、負担額及び負担方法を記載した書類とする。

（交付の条件）

第6条 補助金規則第7条第1項第4号の規定により市長が補助金の交付の目的を達成するために必要と認めて付する条件は、次の各号に掲げる事項とする。

- (1) 補助金は、対象多機能型拠点の整備費として使用し、他の目的に流用してはならない。
 - (2) 施設整備及び設備整備（以下「補助事業」という。）に伴う、創設、改築、大規模修繕、設計及び備品購入等に係る契約業務については、民間社会福祉施設建設等整備に係る契約指導要綱に基づき実施しなければならない。
 - (3) 補助事業の内容のうち、次のものを変更する場合には、市長の承認を受けなければならない。
 - ア 建物の構造、規模、材料
 - イ 建物等の用途
 - ウ 利用定員
 - (4) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。
 - (5) 市長の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を市に納付させることがある。
- 2 前項各号に規定する条件に加え、何らかの事情により、設計から建設に至らない場合は、当該補助金は利子を含め全額返済するものとする。

（交付決定通知）

第7条 補助金規則第8条の規定による交付決定の通知は、横浜市多機能型拠点整備費補助金交付決定通知書（第3号様式）により行うものとする。

- 2 本要綱第5条第2項の規定に基づき変更交付申請書が提出された場合の変更交付決定通知は、横浜市多機能型拠点整備費補助金変更交付決定通知書（第4号様式）により行うものとする。

（申請の取下げの期日）

第8条 補助金規則第9条第1項の規定により市長が定める補助金交付申請の取下げの期日は、申請者が決定通知の交付を受けた日の翌日から起算して10日以内の日とする。

（実績報告）

第9条 補助事業者等は、補助事業完了後30日以内に、市長に実績報告を行なうものとする。

- 2 補助金規則第14条第1項第1号の規定により補助事業者等が報告に用いる書類は、横浜市多機能型拠点整備費補助金事業実績報告書（第5号様式）とする。
- 3 補助金規則第14条第1項第6号の規定により市長が必要と認める実績報告書への添付書類のうち、社会福祉法人等が実績報告書に添付する書類は、次の各号に掲げる書類とする。
- (1) 検査済証の写し
 - (2) 工事完了又は部分完了検査調書
 - (3) 委託完了又は部分完了検査調書
 - (4) 物品検収調書
 - (5) 工事請負（又は設計委託等）契約書の写し
 - (6) 初度設備等契約書の写し
 - (7) 工事請負（又は設計委託等）の契約業者決定報告書
 - (8) 補助対象経費についての実績報告時に徴収できている、すべての領収書等の写し
 - (9) 当該工事（又は設計委託等）に係る収支決算見込書
 - (10) 工事写真
 - (11) 施設配置図・平面図・立面図・各室面積表
- 4 前項第8号に規定する領収書等は、補助金規則第14条第5項ただし書きの規定に基づき補助事業等に係るすべての領収書等とする。ただし、補助対象経費のうち本要綱に基づき交付する補助金をもって充てる以外には支払いが困難であると市長が認める経費については、同条第1項第2号に定める領収書等の提出は省略できるものとする。
- 5 前項ただし書による場合にあっては、当該経費の支払い後に受領した領収書等については、その写しを市長に速やかに提出しなければならない。
- 6 補助金規則第14条第4項の規定により市長が実績報告書への添付を省略させることができる書類は、同条第1項第2号に定める領収書等（本要綱第9条第4項ただし書きに該当する場合に限る。）、同項第3号、同項第4号（本要綱第5条第3項第2号の書類を提出した場合に限る。）及び同項第5号（本要綱第5条第3項第8号の書類を提出した場合に限る。）の書類とする。

（補助金額の確定通知）

第10条 補助金規則第15条の規定による補助金額確定の通知は、横浜市多機能型拠点整備費補助金交付額確定通知書（第6号様式）により行うものとする。

（補助金交付時期の例外）

第11条 補助金規則第17条の規定により市長が補助事業等の完了前に補助金の全部又は一部を交付することができる場合は、次に掲げる場合とする。

- (1) 補助事業者等の資金状況を勘案し、補助事業等の完了前に補助金を交付しなければ、補助事業等を実施できない場合。
- (2) 補助対象となる工事の円滑な施工を確保するため、補助事業者等が工事費の一部を前払いする場合。
- 2** 前項の規定により補助金を交付する場合は、前金払いとする。
- 3** 第1項第2号の規定により前金払する補助金は、当該工事費に係る交付決定額の4割を超えない額とし、請求の際は、次の各号に定める書類を市長に提出しなければならない。
 - (1) 保証証書の写し
 - (2) 工事請負契約書の写し
- 4** 前項第1号に規定する保証証書は、公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第5条の規定に基づき登録を受けた保証事業会社が発行する「保証証書（前払保証）」とする。

（補助金交付の請求）

第12条 補助金規則第18条第1項の規定による補助金の交付の請求は、横浜市多機能型拠点整備費補助金請求書（第7号様式）により行わなければならない。

（支払いの確認）

第13条 補助金の交付を受けた者は、速やかに、支払いを行った当該補助金についてのすべての領収書等の写しを市長に提出しなければならない。

（財産処分制限）

第14条 補助金規則第25条の規定により市長が定める財産の処分の制限がかからなくなるために必要な期間は、補助事業等により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに補助事業等により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の機械及び器具については、補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間（平成20年7月厚生労働省告示第384号）に規定する処分制限期間とする。

（関係書類の保存期間）

第15条 補助金規則第26条の規定により市長が定める関係書類の保存期間は、5年とする。

（暴力団の排除）

- 第16条** 市長は、横浜市暴力団排除条例（平成23年12月横浜市条例51号。以下「暴排条例」という。）第8条の規定に基づき、以下の排除措置を講じるものとする。
- 2** 補助金の交付を申請した社会福祉法人等（以下「申請法人」という。）が次の各号のいずれかに該当する場合は、この要綱に定める他の規定にかかわらず、補助金を交付しないものとする。
 - (1) 暴排条例第2条第2号に規定する暴力団
 - (2) 申請法人の代表者又は役員のうち、暴排条例第2条第3号に規定する暴力団員に該当する者があるとき
 - 3** 市長は、本要綱第7条の補助金の交付の決定を受けた社会福祉法人等（以下「交付決定法人」という。）が、前項のいずれかに該当するときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができるものとする。
 - 4** 市長は、必要に応じ申請法人又は交付決定法人が、本条第2項各号のいずれかに該当するか否かを神奈川県警察本部長に対して確認を行うことができるものとする。
 - 5** 前項の確認は、役員等氏名一覧表（第8号様式）により行うものとし、市長は申請法人又は交付決定法人に必要な応じて提出させることができるものとする。

(消費税に係る仕入控除税額の報告)

第17条 補助事業者等は、補助事業が完了し、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書(第9号様式)を速やかに市長に提出しなければならない。

2 補助事業者等は、市長から指示があったときは、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部を横浜市に納付させる場合がある。

(委任)

第18条 この要綱に定めるもののほか、この実施に関し必要な事項は、健康福祉局長が定める。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行し、平成24年度予算に係る補助金等から適用し、それ以前の予算の執行に係る補助金の交付については、従前の例による。

附 則

この要綱は平成25年12月5日から施行し、平成25年度の予算に係る補助金等から適用する。

附 則

この要綱は平成27年12月24日から施行し、平成27年度の予算に係る補助金等から適用する。

附 則

この要綱は令和3年11月8日から施行し、令和3年度の予算に係る補助金等から適用する。

附 則

この要綱は令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は令和5年3月10日から施行し、令和5年度の予算に係る補助金等から適用する。

附 則

この要綱は令和7年7月17日から施行し、令和7年度の予算に係る補助金等から適用する。

別表 1（第 4 条）

1 補助対象経費及び補助金の交付額の算定

(1) 施設整備費

経費区分	整備区分	補助金の交付額	備考
工事費	創設	本市補助基準単価に基準面積（別表 2）を乗じて得た金額。 ただし、市長が認めた工事内容についてはその実費を加算する。	実行面積が基準面積に満たないときは、実行面積とする。
	改築 大規模修繕	市長が必要と認めた額。	

経費区分	整備区分	補助金の交付額	備考
・基本設計費 ・実施設計費 ・埋蔵文化財等の調査に係る費用 ・工事監理費 ・測量委託費 ・電波障害調査費 ・地質調査費 ・その他	創設	市長が必要と認めた額。	
	改築 大規模修繕		

(2) 設備整備費

経費区分	整備区分	補助金の交付額	備考
初度設備 （車両を除く）	創設	20,000,000円（限度額）	実際の事業費がこれに満たないときは、実際の事業費とする。
	改築	創設の場合の2分の1を乗じて得た額。	
	—	その他市長が必要と認めた額。	

経費区分	整備区分	補助金の交付額	備考
初度設備 （車両関係）	創設	20,000,000円（限度額）	実際の事業費がこれに満たないときは、実際の事業費とする。
	改築	創設の場合の2分の1を乗じて得た額。	
	—	その他市長が必要と認めた額。	

経費区分	整備区分	補助金の交付額	備考
医療設備	創設	20,000,000円（限度額）	実際の事業費がこれに満たないときは、実際の事業費とする。
	改築	創設の場合の2分の1を乗じて得た額。	
	—	その他市長が必要と認めた額。	

別表 2

施設種別	基準面積	備考
◎障害者施設		
障害福祉サービス事業所	38.00 m ² ×利用定員	
障害者支援施設	45.45 m ² ×入所定員	
○療養介護・自立訓練（機能訓練）を実施する場合	加算なし	
・身体障害者が対象の場合 （入所支援を行わない施設のみ）	12.60 m ² ×利用定員を加算	
○生活介護・自立訓練（生活訓練）を実施する場合	加算なし	
・身体障害者が対象の場合 （入所支援を行わない施設のみ）	13.50 m ² ×利用定員を加算	
・宿泊型自立訓練を実施する場合	22.35 m ² ×利用定員を加算	
○就労移行支援・就労継続支援（B 型）を実施する場合	1.80 m ² ×利用定員を加算	
・身体障害者が対象の場合 （入所支援を行わない施設のみ）	10.80 m ² ×利用定員を加算	
○就労継続支援（A 型）を実施する場合	21.00 m ² ×利用定員を加算	
○入所支援又は宿泊型自立訓練を実施する場合		
・身体障害者が対象の場合	7.80 m ² ×入所定員を加算	
・個室を整備する場合 （入所支援を行う施設のみ）	1 人あたり 6.00 m ² を加算	
・障害者ショートステイ用居室を整備する場合	30.00 m ² ×利用定員を加算	
・強度行動障害特別処遇事業のための居室等を 整備する場合	1 施設 150 m ² を加算	
・筋萎縮性側索硬化症（ALS）等居室を整備する場合	22.95 m ² ×利用定員を加算	
○地域交流スペースの整備を行う場合	30 m ² ～100 m ² の範囲内で 市長が認めた面積を加算	
○診療所事業を実施する場合	90 m ² ～120 m ² の範囲内で 市長が認めた面積を加算	
補装具製作施設	1 施設あたり 150 m ²	
視聴覚障害者情報提供施設	1 施設あたり 600 m ²	

年 月 日

(申請先)

横 浜 市 長

法 人 名

法人所在地

代 表 者 名

横 浜 市 多 機 能 型 拠 点 整 備 費 補 助 金 交 付 申 請 書

横浜市多機能型拠点整備費補助金について、次のとおり交付されるよう関係書類を添えて申請します。なお、補助金の交付を受けるにあたっては、横浜市補助金等の交付に関する規則（平成17年11月30日横浜市規則第139号）及び横浜市多機能型拠点整備費補助要綱を遵守します。

- 1 多機能型拠点名称
- 2 申 請 額 円
- 3 申請額算出内訳書 別紙(1)
- 4 事業計画書 別紙(2)
- 5 前払金に対する補助（第11条第1項第2号）の希望
☐ 希望する
☐ 希望しない

(添付書類)

- ☐ 工事請負業者（又は設計委託業者等）入札結果一覧表（又は見積書の写し）
※次年度等の申請の場合は、工事請負（又は設計委託等）契約書の写し
- ☐ 工事内訳書・仕様書・配置図・平面図・立面図・各室面積表・工程表
- ☐ 初度設備等購入計画書（又は見積書の写し）
- ☐ 事務費使用計画書（又は見積書の写し）
- ☐ 当該工事（又は設計委託等）に係る収支予算書
- ☐ 法人定款・法人役員名簿・財産目録・貸借対照表等
- ☐ 入札参加者又は見積書の徴収業者が市内事業者であることを証する書類又はその写し（消費税及び地方消費税相当額を含む予定価格が100万円以上の場合）
- ☐ その他（ ）

年度 横浜市多機能型拠点整備費補助金申請額算出内訳書

〔施設名称

〕

(単位:円)

	区分	総額	年度		年度				
			(支払予定時期)		(支払予定時期)				
			計	月	計	月			
総事業費	施設整備								
	建設費								
	設備整備								
	合計								
基準事業費の算定	施設整備費								
	基準事業費								
	工事費			基準面積	補助単価(b)	工事費(a×b)			
				補助対象面積(a)					
	基準外事業費								
	設備整備費								
	基準事業費								
	基準外事業費								
合計									
国庫補助基本額	工事区分	創設・他()	高層化特例	有(%)・無	都市部	有(%)・無	年度	年度	年度
	施設整備	主		円/人 ×	人 =				
		工		円/人 ×	人 =				
		事		円/人 ×	人 =				
		費		円/人 ×	人 =				
	工(A)	小計							
		工特		円/施設 ×	=				
		事		×	=				
		費							
	設備加算(B)	小計							
		初		円/人 ×	人 =				
		度		円/人 ×	人 =				
		設		円/人 ×	人 =				
	その他	小計		×	=				
		そ		×	=				
		の							
		他							
	地域交流スペース(C)	施設							
設備加算									
計									
基本額計(A+B+C)									
国庫補助金	国庫(県費)補助認証の有無 (有・無)								
	国庫(県費)補助所要額(D=(A+B)* /)								
	国庫(県費)補助金(C+D)								
財源	区分	総額	年度		年度				
			(支払予定時期)		(支払予定時期)				
			計	月	計	月			
	補助事業費								
	市	国費相当額							
	市								
	計								
	法人負担								
その他法人負担分									
基準外事業費									
合計									

注) 必要がある場合は、書式を変更するか、資料を添付することで、事業費等を詳細に記載すること。

(A 4)

事業計画書

1 事業の目的

- (1) 施設の名称及び所在地
- (2) 事業の目的
- (3) 設置主体及び運営主体
- (4) 事業概要

2 施設整備費に係る事業計画

(1) 施設の規模及び構造

ア 敷地面積 _____m²
イ 敷地の所有関係 自己所有地・借地
ウ 施設整備の区分 創設・他()
エ 建物の面積 建築面積 _____m²、延面積 _____m²
オ 建物の構造 造 階建

(2) 整備費内訳

	年度整備 (今回申請分)	全 体
ア 建築工事費	_____円	_____円
イ 設備工事費	_____円	_____円
ウ 工事監理費	_____円	_____円
エ 事務費	_____円	_____円
オ 合計	_____円	_____円

(3) 財源内訳

	年度整備 (今回申請分)	全 体
ア 国庫補助金	_____円	_____円
イ 横浜市補助金(市負担分)	_____円	_____円
ウ 設置者負担金	_____円	_____円
(内訳)		
自己資金	_____円	_____円
その他()	_____円	_____円
エ 合計	_____円	_____円

(4) 施工計画

- ア 直営・請負の別
- イ 契約年月日
- ウ 着工年月日
- エ 変更契約年月日
- オ 竣工年月日
- カ 事業開始年月日

(5) その他参考事項

3 設備整備費に係る事業計画

(1) 事業の目的及び内容

品 目	数 量	規 格	単 価	金 額	整備目的及び必要理由
合 計					

(2) 財源内訳		年度整備（今回申請分）	全 体
ア	国庫補助金	円	円
イ	横浜市補助金(市負担分)	円	円
ウ	設置者負担金	円	円
	(内訳)		
	自己資金	円	円
	その他（ ）	円	円
エ	合計	円	円

(3) その他参考事項

年 月 日

(申請先)
横 浜 市 長

法 人 名
法人所在地
代 表 者

横浜市多機能型拠点整備費補助金変更交付申請書

年 月 日 第 号により、 年度横浜市多機能型拠点整備費補助金の交付決定を受けたところですが、次のとおり変更して交付されるよう関係書類を添えて申請します。なお、補助金の交付を受けるにあたっては、横浜市補助金等の交付に関する規則（平成17年11月30日横浜市規則第139号）及び横浜市多機能型拠点整備費補助要綱を遵守します。

- 1 多機能型拠点名称
- 2 申 請 額 円
- 3 申請額算出内訳書 別紙(1)
- 4 事業計画書 別紙(2)
- 5 前払金に対する補助（第11条第1項第2号）の希望
☐ 希望する
☐ 希望しない

(添付書類)

- ☐ 工事請負業者（又は設計委託業者等）入札結果一覧表（又は見積書の写し）
※次年度等の申請の場合は、工事請負（又は設計委託等）契約書の写し
- ☐ 工事内訳書・仕様書・配置図・平面図・立面図・各室面積表・工程表
- ☐ 初度設備等購入計画書（又は見積書の写し）
- ☐ 事務費使用計画書（又は見積書の写し）
- ☐ 当該工事（又は設計委託等）に係る収支予算書
- ☐ 法人定款・法人役員名簿・財産目録・貸借対照表等
- ☐ 入札参加者又は見積書の徴収業者が市内事業者であることを証する書類又はその写し（消費税及び地方消費税相当額を含む予定価格が100万円以上の場合）
- ☐ その他（ ）

第 号
年 月 日

様

横浜市長

横浜市多機能型拠点整備費補助金交付決定通知書

年 月 日に申請のありました本市補助金については、次のとおり交付することを決定しましたので通知します。

1 対象多機能型拠点

2 交付金額 円

(算出内訳)

対象事業費		円
横浜市補助金		円
支払時期	第1回 (月予定)	円
	第2回 (月予定)	円
補助事業者等負担金		円

3 交付時期及び方法

実績報告書提出後に検査を行い、補助金額を確定します。その後、請求を受けて支払います。

4 交付条件

- (1) この補助金は、対象多機能型拠点の整備費として使用し、他の目的に流用しないでください。
- (2) 事業に伴う建設、修繕、設計及び備品購入に係る契約業務については、民間社会福祉施設建設等整備に係る契約指導要綱に基づき実施してください。
- (3) 事業に要する経費を変更する場合には、市長の承認を受けてください。
- (4) 事業の内容のうち、次のものを変更する場合には、市長の承認を受けてください。
 - ア 建物の規模、構造（施設の機能を著しく変更しない程度の軽微な変更を除く。）
 - イ 建物等の用途
 - ウ 定員の変更
- (5) 事業を中止し、又は廃止する場合には、市長の承認を受けてください。
- (6) 事業が予定の期間中に完了する見込のない場合、又は事業の遂行が困難になった場合には、速やかに市長に報告してその指示を受けてください。
- (7) 補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに取得価格又は効用の増加した価格が単価30万円以上の機械及び器具については、補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間（平成20年7月厚生労働省告示第384号）に規定する処分制限期間を経過するまで、市長の承認を受けずに、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け、又は担保に供することはできません。
- (8) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図ってください。
- (9) 市長の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の

全部又は一部を市に納付させることがあります。

- (10) 事業についての収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、その収入及び支出について証拠書類（領収書等を含む）を整理し、かつその帳簿及び証拠書類を事業完了後5年間保管してください。
- (11) 市長は、必要があると認めたときは、補助事業者に対して補助金の執行状況等について必要な書類、帳簿等を調査し、又は報告を求めることができます。
- (12) 事業完了後30日以内に、横浜市多機能型拠点整備費補助金事業実績報告書を市長に提出してください。
- (13) 市長は、補助事業者が次のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付決定を取り消し、既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を求めることがあります。
 - ア 偽りその他不正の手段により補助金等の交付を受けたとき。
 - イ 補助金等の他の用途への使用をしたとき。
 - ウ 補助金等の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
 - エ 補助金規則第24条の規定に違反したとき。
- (14) その他、横浜市補助金等の交付に関する規則、横浜市多機能型拠点整備費補助要綱の定めに従ってください。

第 号
年 月 日

様

横浜市長

横浜市多機能型拠点整備費補助金変更交付決定通知書

年 月 日に申請のありました本市補助金については、年 月 日付 第 号で交付決定した横浜市多機能型拠点整備費補助金額を次のとおり変更して交付することに決定しましたので通知します。

1 対象多機能型拠点

2 交付金額 円
(当初交付決定額 円)

(算出内訳)

対象事業費		円
横浜市補助金		円
支払時期	第1回 (月予定)	円
	第2回 (月予定)	円
補助事業者等負担金		円

3 交付時期及び方法

実績報告書提出後に検査を行い、補助金額を確定します。その後、請求を受けて支払います。

4 交付条件

- (1) この補助金は、対象多機能型拠点の整備費として使用し、他の目的に流用しないください。
- (2) 事業に伴う建設、修繕、設計及び備品購入に係る契約業務については、民間社会福祉施設建設等整備に係る契約指導要綱に基づき実施してください。
- (3) 事業に要する経費を変更する場合には、市長の承認を受けてください。
- (4) 事業の内容のうち、次のものを変更する場合には、市長の承認を受けてください。
 - ア 建物の規模、構造（施設の機能を著しく変更しない程度の軽微な変更を除く。）
 - イ 建物等の用途
 - ウ 定員の変更
- (5) 事業を中止し、又は廃止する場合には、市長の承認を受けてください。
- (6) 事業が予定の期間中に完了する見込のない場合、又は事業の遂行が困難になった場合には、速やかに市長に報告してその指示を受けてください。
- (7) 補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに取得価格又は効用の増加した価格が単価30万円以上の機械及び器具については、補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間（平成20年7月厚生労働省告示

第384号)に規定する処分制限期間を経過するまで、市長の承認を受けないで、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け、又は担保に供することはできません。

- (8) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図ってください。
- (9) 市長の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を市に納付させることがあります。
- (10) 事業についての収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、その収入及び支出について証拠書類（領収書等を含む）を整理し、かつその帳簿及び証拠書類を事業完了後5年間保管してください。
- (11) 市長は、必要があると認めたときは、補助事業者に対して補助金の執行状況等について必要な書類、帳簿等を調査し、又は報告を求めることができます。
- (12) 事業完了後30日以内に、横浜市多機能型拠点整備費補助金事業実績報告書を市長に提出してください。
- (13) 市長は、補助事業者が次のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付決定を取り消し、既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を求めることがあります。
 - ア 偽りその他不正の手段により補助金等の交付を受けたとき。
 - イ 補助金等の他の用途への使用をしたとき。
 - ウ 補助金等の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
 - エ 補助金規則第24条の規定に違反したとき。
- (14) その他、横浜市補助金等の交付に関する規則、横浜市多機能型拠点整備費補助要綱の定めに従ってください。

年 月 日

(報告先)

横 浜 市 長

法 人 名

法人所在地

代 表 者 名

横浜市多機能型拠点整備費補助金事業実績報告書

年 月 日 第 号で交付決定を受けました横浜市多機能型拠点整備費補助金に関する事業実績について、次の関係書類を添えて報告します。

- 1 多機能型拠点名称
- 2 精 算 金 額 円
- 3 交 付 決 定 額 円
- 4 事業費精算書 別紙(1)
- 5 事業実績報告書 別紙(2)

(添付書類)

- ☐ 検査済証の写し
- ☐ 工事完了又は部分完了検査調書
- ☐ 委託完了又は部分完了検査調書
- ☐ 物品検収調書
- ☐ 工事請負（又は設計委託等）契約書の写し
- ☐ 初度設備等契約書の写し
- ☐ 工事請負（又は設計委託等）の契約業者決定報告書
- ☐ 補助対象経費についての実績報告時に徴収できている、すべての領収書等の写し
- ☐ 当該工事（又は設計委託等）に係る収支決算見込書
- ☐ 工事写真
- ☐ 施設配置図・平面図・立面図・各室面積表
- ☐ その他（ ）

年度 横浜市多機能型拠点整備費補助金事業費精算書

〔施設名称

〕

(単位:円)

	区分	総額	年度			年度			
			計	(支払予定時期)		計	(支払予定時期)		
				月	月		月	月	
総事業費	施設整備								
	建設費								
	設備整備								
合計									
基準事業費の算定	施設整備費								
	基準事業費								
	工事費			基準面積	補助単価(b)	工事費(a×b)			
				補助対象面積(a)					
	基準外事業費								
	設備整備費								
	基準事業費								
基準外事業費									
合計									
国庫補助基本額	工事区分	創設・他()	高層化特例	有(%)・無	都市部	有(%)・無	年度	年度	年度
	施設整備	主		円/人 ×	人 =				
		工		円/人 ×	人 =				
		事		円/人 ×	人 =				
		費		円/人 ×	人 =				
		小計							
	工特 事殊 費付 等帯			円/施設 ×	=				
				×	=				
		小計							
		合計							
	設備加算 (B)	初		円/人 ×	人 =				
		度		円/人 ×	人 =				
		設		円/人 ×	人 =				
		備		円/人 ×	人 =				
		小計							
その他	そ		×	=					
	の		×	=					
	他								
	小計								
	合計								
	地域交流スペース(C)	施設							
		設備加算							
		計							
	基本額計(A+B+C)								
国補助金	国庫(県費)補助認証の有無 (有・無)								
	国庫(県費)補助所要額(D=(A+B)* /)								
	国庫(県費)補助金(C+D)								
財源	区分	総額	年度			年度			
	補助事業費		計	(支払予定時期)		計	(支払予定時期)		
				月	月		月	月	
	市	国費相当額							
	補	市							
	助	計							
		法人負担							
		その他法人負担分							
	基準外事業費								
	合計								

注) 必要がある場合は、書式を変更するか、資料を添付することで、事業費等を詳細に記載すること。

(A4)

事業実績報告書

1 事業の目的

2 設置主体及び運営主体

3 事業概要

4 施設の規模及び構造

- (1) 建設地
- (2) 敷地面積 _____m²
- (3) 敷地の所有関係 自己所有地・借地
- (4) 施設整備の区分 創設・他 ()
- (5) 延床面積 _____m²
- (6) 建物の構造 _____造 _____階建

5 整備費内訳

- (1) 工事費 _____円
- (2) 工事費 _____円
- (3) その他工事費等 _____円
- (4) 合計 _____円

6 財源内訳

- (1) 国庫補助金 _____円
- (2) 横浜市補助金(市負担分) _____円
- (3) 設置者負担金 _____円
- (内訳)
- 自己資金 _____円
- その他 () _____円
- (4) 合計 _____円

7 施工期間

- (1) 契約年月日
- (2) 着手年月日
- (3) 完成年月日

(第6号様式) (第10条)

第 号
年 月 日

様

横浜市長

横浜市多機能型拠点整備費補助金交付額確定通知書

年 月 日 第 号で交付決定を行なった補助金について、横浜市補助金等の交付に関する規則第15条の規定に基づき補助金額を確定しましたので通知します。

確 定 金 額 _____ 円

横浜市多機能型拠点整備費補助金請求書

¥

年 月 日 第 号で交付決定を受けました横浜市障害者
多機能型拠点整備費補助金について、上記のとおり請求します。

年 月 日

(請求先)

横 浜 市 長

法 人 名

法人所在地

代 表 者 名

(TEL)

印

振込先金融機関

銀行

支店

普通預金 ・ 当座預金

口座番号

口座名義

添付書類（前金払に対する補助の場合）

- ☐ 保証証書の写し
- ☐ 工事請負契約書の写し

(留意事項)

請求委任や受領委任を行わない場合は請求書の押印を省略できます。

(第 8 号様式) (第 16 条)

役員等氏名一覧表

年 月 日現在の役員

役職名	氏名	氏名のカナ	生年月日		性別	住所
			(大正 T, 昭和 S, 平成 H)			
代表者			T S H	. .		
			T S H	. .		
			T S H	. .		
			T S H	. .		
			T S H	. .		
			T S H	. .		
			T S H	. .		
			T S H	. .		
			T S H	. .		
			T S H	. .		
			T S H	. .		
			T S H	. .		

横浜市暴力団排除条例第 8 条に基づき、代表者又は役員に暴力団員がいないことを確認するため、
本様式に記載された情報を神奈川県警察本部長に照会することについて、同意します。
また、記載された全ての役員に同趣旨を説明し、同意を得ています。

法 人 名
代 表 者

(第 9 号様式) (第 17 条)

年度消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

年 月 日

横浜市長

法 人 名
法人所在地
代 表 者

年 月 日 第 号で交付決定を受けました 年度横浜市多機能型拠点整備費補助金について、次のとおり報告します。

1 補助金交付確定額又は事業実績報告額

円

2 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額
(要補助金等返還相当額)

円

(注) 別添参考となる書類 (上記 2 の金額の精算内訳等)